廃木材よ…よみがえれ！！

廃木材には「**マテリアルリサイクル**」により与えられる使命がまだあります。

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL：0742-50-6222　FAX：0742-50-6667

「とうきょうさんぱい」　通巻第三六七号　令和三年四月一日　発行人　鈴木宏和　発行　一般社団法人東京都産業資源循環協会

とうきょう さんぱい

第38巻第1号　通巻第367号
令和3年4月1日発行

令和３年度 事業計画および予算 決まる

プラスチック資源循環施策に係るパブリックコメントにおける国の考え方

安全衛生研修会　産業廃棄物処理業における労災防止対策／女性の観点からの安全衛生

中間処理委員会　火災・水災事故対策 予防セミナー

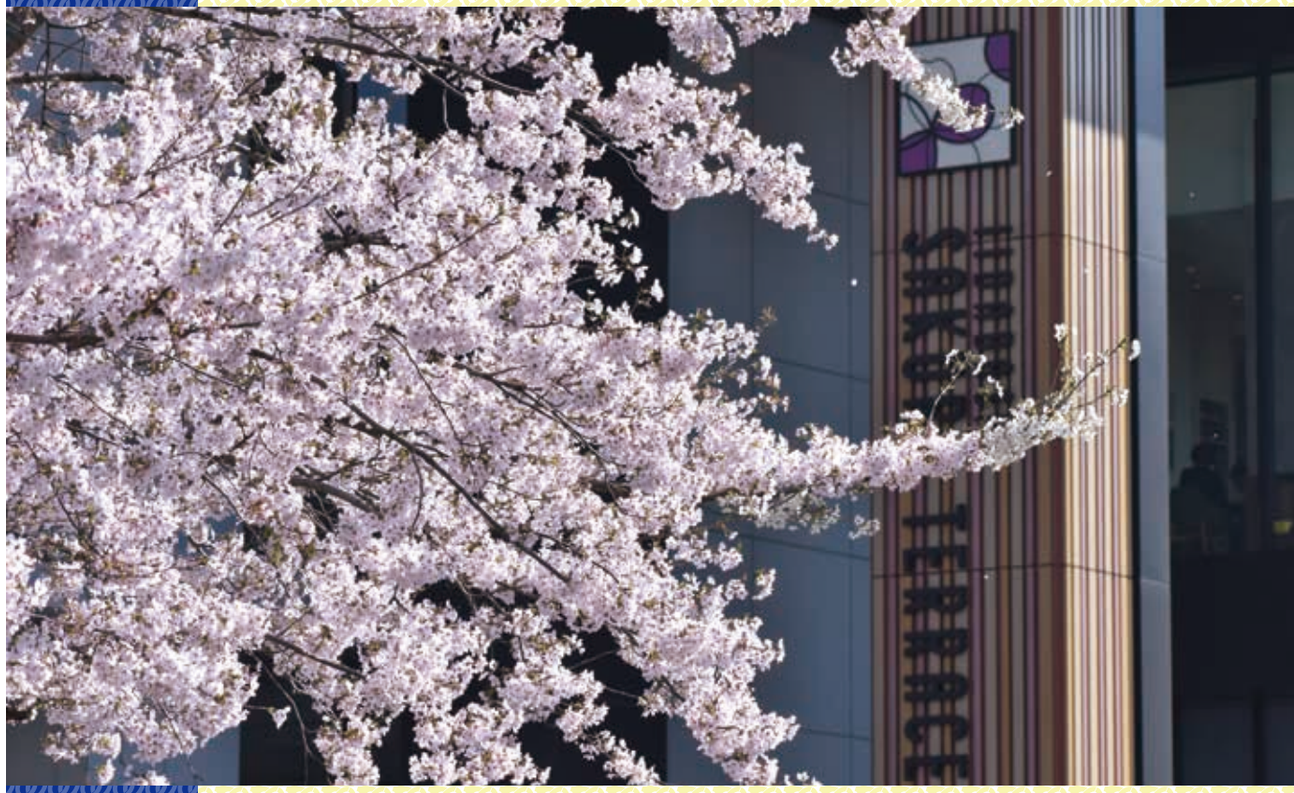

一般社団法人 **東京都産業資源循環協会**

CONTENTS

令和３年度 事業計画および予算 決まる ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
事業計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
予　　算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（案）」に関するパブリックコメントにおける国の考え方 ・・・・・・・・・・・・・ 12

令和２年度 第二回 安全衛生研修会
産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について ・・・・・・・ 16
女性の観点からの安全衛生

中間処理委員会　東京海上日動火災保険株式会社共催Ｗｅｂセミナー
火災・水災事故対策 予防セミナー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

投稿　産廃物収集運搬の許可出ず 許可制度そのものの見直しも必要か ・・・・・・・・・ 11
［解説］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
委員会報告　収集運搬委員会、女性部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
人材確保プロジェクト　新入社員インタビュー｜㈱リーテム ・・・・・・・・・・・・・・・ 27
賛助会員 事業紹介　㈱ドラEVER ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
産業資源循環情報［No.20］　㈱ワイエムエコフューチャー｜リサイクル社会の先駆者をめざして ・・・・ 30
協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
よろず相談［労務］　７０歳までの就業機会の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
表紙の言葉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

題字：東京都産業資源循環協会　名誉会長　高橋 俊美

一般社団法人 東京都産業資源循環協会
令和３年度 事業計画および予算 決まる

令和３年３月10日㈬ 第６７回理事会が開催され、新年度の事業計画・予算が承認されましたので、お知らせいたします。

一般社団法人 東京都産業資源循環協会
令和３年度 事業計画

東京から排出される膨大な産業廃棄物の適正処理及び資源循環を推進していくためには、排出事業者、処理業者、都民、行政が、それぞれの責任と役割を踏まえ、連携・協働した取組を具体的に進めていくことが必要である。

令和３年度、協会は東京都との緊密な関係の下に、廃プラスチック類の国内資源循環の構築のほか、ＳＤＧｓの取組や地球温暖化防止を見据えた資源循環に取り組む。また、異物混入による事故防止等の適正処理、労働災害の防止の徹底、業界の人材の定着・育成事業を進めるとともに、会員サービスの改善などに努め、会員増強を図っていく。

１．適正処理・資源循環推進事業

（1）調 査 研 究 事 業

1）調査研究

法令・バーゼル条約の改正等や、資源循環産業の一翼を担う産業廃棄物処理業界の社会的役割等も十分踏まえながら、適正処理の推進と循環型社会・デジタル社会の進展に向けた調査研究を行い、国や東京都などに対し提案・要望を行う。

2）普及啓発

調査研究の成果を含め、ホームページ等により、広く一般に普及啓発を行う。

（2）研　修　事　業

1）一般研修事業

適正処理及び資源循環を広く推進していくため、協会主催や関係団体の協力を得た研修会、講習会等を実施する。

2）講習会事業（許可申請等に関する講習会）

東京都内で実施される許可申請に関する収集・運搬、処分課程及び特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を、主催機関である（公財）日本産業廃棄物処理振興センター等に協力して実施する。

①産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・更新）

新規講習会	産業廃棄物 収集運搬課程	１２回
	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	２回
更新講習会	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	１８回
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処分課程	０回

②特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	３４回

（3）相 談 指 導 事 業

会員その他業界関係者や一般企業、都民からの協会への問い合わせに的確に対応するため、専任相談員を中心に下記の相談指導業務を着実に実施していく。

① 廃棄物の定義・区分、処理委託契約等の廃棄物処理制度に関すること
② 収集運搬、処理施設、処分先の紹介、斡旋に関すること
③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）、電子マニフェストに関すること

２．環　境　対　策　事　業

（1）環　境　活　動

公益的役割を果たしていくために、①さまざまな環境活動への参加と、②次世代を担う子供たちに向けた環境学習活動に取り組む。

（2）環 境 対 策 事 業

産業廃棄物由来の環境問題や特定家畜伝染病等が発生した際には、行政からの要請等を踏まえ必要な対策を行う。

（3）災害廃棄物対策事業

地震を含む大規模災害が発生した際には、東京都災害廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物処理のノウハウを持つ業界として、必要な社会的責任を果たしていく。

また、東京都及び２３区等と連携・協力し、災害廃棄物処理活動を必要に応じ行う。

３．普　　及　　事　　業

（1）普　及　事　業

1）普及・広報活動

協会の事業や諸活動について、協会ホームページ等により普及･広報活動を行う。

2）図書等の有償頒布

「マニフェストシステムがよくわかる本」（(公社）全国産業資源循環連合会発行）等の有償頒布、車両表示板製作斡旋（4 月末日まで）等を行う。

3）産業廃棄物管理票（マニフェスト）普及事業

廃棄物処理法で義務づけられている産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、（公社）全国産業資源循環連合会及び建設六団体副産物対策協議会から販売を受託する。

（2）機関誌の発行事業

会員に対する基本的な情報伝達手段として、機関誌『とうきょうさんぱい』（昭和５８年４月創刊）の発行を継続するとともに、より親しまれる会員必携の機関誌として、的確迅速な情報提供と一層の内容の充実を図っていく。

（3）会　員　事　業

協会の目的達成のため、会員の増強を図るとともに、適正処理・資源循環に向けた士気の高揚と事業の発展に資するよう交流事業を行う。

1）会員研修事業

各社共通課題に対する研修を、職層やテーマに応じて効果的に実施していく。

また、国内処理施設見学研修会、事例研究、会員ニーズに即した講演会などを実施する。

2）会員交流・増強事業

① 会員の連携強化と協会の活性化を図るため、総会後の懇親会、賀詞交歓会等の交流事業を行う。また、部門別の交流･活性化を図るため、多摩支部、青年部、女性部の諸活動を積極的に展開していく。

② 会員数の維持・増加を図るために積極的に活動を展開する。また、会員の協会への関心と参加を高めるため、新入会員懇談会等の事業を行うほか、賛助会員には、機関誌等の配布等を通して、協会活動の情報提供に努め、協会活動を側面から支えてもらう。

③ （公社）全国産業資源循環連合会、関東地域協議会の諸活動に積極的に参画していく。また、適正処理・資源循環の推進と業界発展に向け、排出事業者等の団体と活発に協力・交流を進めていく。

3）顕彰・表彰事業

顕彰及び表彰規程に基づいて以下の表彰を行う。

① 優良事業所表彰

正会員の模範となる事業所について５件程度表彰する。

② 優良従事者表彰

正会員の推薦を受け、常任理事会の選考により、１０件程度表彰する。

③ 功労者表彰

協会の事業推進に顕著な功労のあった役員等について表彰する。

④ 安全衛生表彰

安全意識の向上又は労働災害等の防止に成果をあげている事業所又は従事者について表彰する。表彰は、その内容により特別会長賞、会長賞（２件程度)、安全衛生推進委員長賞（５件程度）をもって行う。

なお、被表彰者のうち要件を満たすものについて、(公社）全国産業資源循環連合会表彰に推薦を行う。

4）人材の確保・定着率の向上に向けた支援事業～人材確保プロジェクト～

人材確保プロジェクトでは、将来にわたって優秀な人材を確保し、定着率が向上する魅力ある業界とするため、会員企業における人材確保策や定着率向上策について会員向けセミナーを開催して紹介することや、会員企業の成功事例等を機関誌で広く全体に波及させる。

5）廃プラスチック国内有効利用実証事業

東京都環境局、(公財）東京都環境公社、太平洋セメント（株）及び当協会とで締結した協定に基づき令和２年４月から始めた、廃プラスチックを北海道及び大分県のセメント工場で原燃料として利用するための実証事業を継続する。(令和２年度・３年度の2か年事業)。参加企業を協会が半年ごとに募る。

４．管　　理　　運　　営

コロナ禍における事業活動の自粛など厳しい状況にあるため、引き続き組織率の向上と経費節減に努め、協会の活性化と財務体質の強化を図る。

５．委 員 会 ・ 部 会 活 動

（1）総　務　委　員　会

協会活動の基本的事項や各委員会・部会に横断的に関係する事項の調整を行う。また、具体的な検討、調整を行うため、必要に応じて分科会を設置していく。

（2）法制度検討委員会

産業資源循環業界の現場で抱えている諸課題について論点整理し、自治体と連携しつつ解決策を見出す。

① 年間４回、法制度検討委員会を開催する。

② 検討テーマには、会員企業の現場で抱えている法制度に伴う問題点を取り上げる。

③ 委員会には法制度に見識を持つオブザーバーや臨時委員も参加願い議論を進めていく。
④ 検討結果は、関係機関への提言や解決へのヒントを機関誌に掲載するなどにより会員企業へ情報提供する。

（3）広　報　委　員　会

機関誌『とうきょうさんぱい』の発刊

- 機関誌発刊のため、年１２回、基本的には毎月第２水曜日に委員会を開催する。
- 記事内容については、法令関係等会員各位へ迅速にお知らせすべき事柄に注力する。
- 協会主催の行事内容については詳細に伝達する。
- 協会各役員の協会運営への方策活動について伝達する。
- 資源循環事業など会員各位の取組について積極的に紹介する。
- 会員読者の誌面への参加を求める。

（4）安全衛生推進委員会

産業廃棄物処理業界で働く方達の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために、各社の安全衛生活動の推進を目的とする。

休業４日以上の労災件数は平成２８年 70 件、２９年 99 件、３０年 106 件、令和元年 113 件と、増加傾向にある。労災件数減少につながるよう活動に取り組む。

① 年間３回、安全衛生推進委員会を開催する。
② 公的機関の活用や行政等による、１０月、２月（年２回）の研修会・講習会を開催する。（うち１回は安全衛生表彰受賞者の取組発表を加える。）
③ 協会及び会員各社の安全衛生に係る意識高揚を図る安全衛生表彰制度による表彰を行う。
④ 会員から標語を募集し、優秀標語をポスターにして全正会員に配布する。
⑤ 年１回、安全衛生活動推進ポスターを配布する。
⑥ ヒヤリハット事例の公募と活用を推進する。
⑦ 会員各社への安全衛生に係る情報等を発信する。

（5）収 集 運 搬 委 員 会

デジタル化＆ＩｏＴの活用に取り組む。

① 収集運搬業における安全運転・作業の向上（継続）
- 同業者のドライブレコーダーを活用したリアリティーある研修会の開催
  収集運搬業の最大のリスクは交通事故である。事故や怪我の種類は多岐にわたっているが、ダンプ車やコンテナ車、塵芥車など同業のドライバーが経験したヒヤリハット動画を共有し、ワークショップ形式で参加者の主体性を重視した体験型の研修会を開催する。

② 運行管理能力の強化・向上
- 各社の運行管理者を集めての意見交換会を開催する。

③ ドライバー、作業員の雇用維持
- 各社の求人方法、定着化などの意見交換・集約会を開催する。

④ 中間処理場との良好な関係づくり
- 収運運搬先の中間処理場が抱えている問題点を、収集運搬業者の視点で協議し、解決に導く。

（6）中 間 処 理 委 員 会

① 廃プラスチックの国内外の資源循環動向の把握と対応策について検討する。
② ＳＤＧｓ１２及び１７の目標「つくる責任・つかう責任、パートナーシップでの目標達成」を基に、危険物と関係企業を特定し、製造→販売→使用→処理までの各工程での安全対策処理確認作業の履歴一環表作成を関係企業と実行する。初年度は国に予算要望する案を作る。
③ 再資源化工場の視察を行う。
④「**破砕・圧縮**」**分科会**では、リチウムイオン電池について、混入防止の成功事例と対策効果分析、並びにリサイクルルートの構築を行う。
⑤「**中和・脱水**」**分科会**では、流動性廃棄物に関する情報収集や勉強会、将来展望への調査（量、性状、処理技術等）を行い、中和・脱水施設の見学会を１回行う。
⑥「**焼却**」**分科会**では、新しい取組の動向について情報共有し、施設見学会を１回行う。

（7）建設廃棄物委員会

建物の老朽化やコロナ禍による働き方の変化に伴う事業所の撤退やリフォーム等により、様々な建設系廃棄物が発生している。建設リサイクル推進計画 2020 も公表され、今後については適正処理に加え、再資源化の『質』も求められるようになった。

廃プラスチック類については、国内での新たなリサイクルルートの確立、建設汚泥や再生砕石については再生利用の確立等、現状の課題を克服しつつ、危険物や爆発物等の異物対策や複合材の処理方法を検討する等、さらなる課題解決を講じなければならない。

これらの課題解決を図り、そしてより信頼を得るために、当委員会では引き続き、（公社）全国産業資源循環連合会や関係諸団体と連携を図り、環境保全と循環型社会の形成を目指し、社会のインフラを支えている業界であることを認識した上で活動を行う。

① 行政や関係諸団体を交え、建設副産物から発生する再生資源等の有効利用をテーマとした勉強会を行い、（一社）東京建設業協会及び（一社）東京建物解体協会と合同の施設見学を行う。
② 建設混合廃棄物分科会では、一都三県の協会と連携を図り、研鑽会や業務効率の向上に向けた活動を行う。

③ 建設汚泥・再生砕石分科会では、行政や民間発注者に働きかけ、再生利用の確立に向けて活動を行う。

（8）医療廃棄物委員会

医療機関等の排出事業者へ働きかけ、処理業者と排出事業者が協力・連携して安全に医療廃棄物の適正処理ができるようにすることを目指す。

① 都内の医師会で、医療廃棄物の保管状況や針刺し事故等の現場の状況を講演する。

② 医療廃棄物排出事業者向けセミナーを開催し、講演＋パネルディスカッションを行う。パネルディスカッションのパネラーは、弁護士・学者・排出事業者・処分業者・収集運搬業者にそれぞれの立場で参加していただく。

③ 施設見学会では先進的取組の施設を見学する。

（9）多　摩　支　部

多摩支部は各委員会を中心に、研修会等の企画、実施の検討並びに会員への有益な情報の提供や発信、また交流をより一層深める機会の場となるよう積極的に活動を行っていく。しかしながら、各活動の開催については、新型コロナウイルスの感染動向をみながら、慎重に判断したうえで開催の有無を検討、決定していく。

① 教育研修委員会

支部会において、廃棄物処理事業にとどまらない社会情勢の変化に対応した講演会や、東京都多摩環境事務所・八王子市より多摩地域の適正処理に向けた行政情報等についてご講演いただき、会員の資質向上を図っていく。

② コミュニケーション委員会

多摩支部の会員相互の親睦と交流を深める機会を提供していく。昨年中止となったリサイクル施設見学会とゴルフコンペは、コロナ対策を行い開催する。

③ 多摩支部法制度委員会

多摩地域の廃棄物処理法上の現状での課題や問題点、今後の方策等について、東京都多摩環境事務所・八王子市との意見交換会を実施する。

（10）青　　年　　部

前年度は新型コロナ感染拡大の影響により、大半の事業を見送り及び中止をせざるを得ない活動期となってしまったことで、今年度は仕切り直しでウィズコロナの状況下を見ながら事業計画を進めていく。

前年度同様に内部活性化を主とした活動展開を今年度も進めていき、質の高い研修会・勉強会を開催しながら部員自身のスキルアップは勿論、各社においても営業面や経営に役立つ内容を重視しながら参加率向上を目指していく。また、延期となっている視察見学会（日帰り・宿泊）も委員会主体で進めていき、青年部員各社がＣＳＲ活用できる事業内容を充実させていく。

他県青年部や女性部とのコラボも検討し、有益な情報やチャンスをいち早くキャッチできるプラットフォームを提供していく。

① 勉強会・研修会

研修委員会主催でのスキルアップセミナー、有能な経営者や著名人の講演会など年２～３回ほど開催する。

② 渉外・環境コミュニケーション活動

- 『東京で出来る自然体験～家族参加型～』エコツーリズム活動
- 御嶽山等のゴミ拾い登山活動
- 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けてのＣＳＲ活動（ＳＤＧｓ推進含む）
- 視察研修旅行（日帰り等）
- 他県青年部、女性部との交流事業
- 出前講座実施

（11）女　　性　　部

前年度でグループ編成を一新し、①営業、②総務・経理、③経営・経営企画の３チームに分かれてスタートした。しかしコロナ禍で計画していた活動を、思うようにできなかったこともあり、今年度は、前年度の計画を引き続いて実行していくものとする。

日頃の業務により役立つこと、また各部員のキャリア形成の手助けとなることを意識した活動を行っていく。

特に、活動の連続性と自主性に重きを置く。活動の流れとしては

① チームごとにミーティングを重ね、

② 共通の課題をみつけ、

③ 解決策を見出し、

④ 部と所属会社、あるいは会員にフィードバックする。

活動のねらい

- 先輩部員、異なる階層の人との交流・ミーティングで視野を広げ、また視座を上げる。
- 対人関係をより良くし、人脈を築く。
- 自分自身を知り、成長するための学びを得る。
- 課題を見つけて解決をする力を養う。
- 計画を立て実行する力を養う。

引き続き下記の活動も、グループ活動の中に盛り込んでいく。

- 施設見学会
- 大学や専門学校などへの出前講座
- 関東地域協議会女性部会の活動に参加

2021年度正味財産増減予算

（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

科　目	2021年度予算 (A)	2020年度予算 (B)	増減 (A)－(B)	増減比 (A)／(B)	2020年度 決算見込	備　考
1．経常増減の部						
(1) 経常収益						
受取入会金	130	230	−100	57%	130	
正会員入会金	100	160	−60	63%	100	
賛助会員入会金	30	70	−40	43%	30	
受取会費	74,427	75,107	−680	99%	75,087	
正会員受取会費	70,447	71,177	−730	99%	71,107	
賛助会員受取会費	3,980	3,930	50	101%	3,980	
事業収益	43,663	77,177	−33,514	57%	60,287	
研修事業収益	30	895	−865	3%	0	産業廃棄物処理実務者研修会等
講習会事業収益	8,994	15,954	−6,960	56%	11,219	JW講習会事務手数料等
普及事業収益	1,507	1,894	−387	80%	1,515	委託契約書頒布料等
ﾏﾆﾌｪｽﾄ普及事業収益	21,117	24,434	−3,317	86%	23,464	マニフェスト頒布料等
機関誌発行事業収益	7,800	7,560	240	103%	7,872	機関誌広告料
会員事業収益	4,215	8,580	−4,365	49%	1,236	賀詞交歓会会費等（総会後懇親会なし）
受託事業収益	0	17,860	−17,860	0%	14,981	
雑収益	626	515	111	122%	746	
受取利息	8	7	1	114%	8	預金利子
雑収益	618	508	110	122%	738	保険紹介手数料等
経常収益計	118,846	153,029	−34,183	78%	136,250	
(2) 経常費用						
事業費	116,996	138,773	−21,777	84%	122,389	
適正処理推進事業	38,155	39,675	−1,520	96%	36,745	
①調査研究	10,128	10,174	−46	100%	9,450	
②研修	19,992	19,719	273	101%	18,555	
③相談指導	8,035	9,782	−1,747	82%	8,740	
環境対策事業	2,776	2,692	84	103%	2,505	
④環境対策	2,776	2,692	84	103%	2,505	
普及事業	76,065	96,406	−20,341	79%	83,139	
⑤普及	35,412	36,224	−812	98%	36,548	
⑥機関誌発行	15,452	15,284	168	101%	14,655	
⑦会員	25,201	29,436	−4,235	86%	19,371	
⑧受託事業	0	15,462	−15,462	0%	12,565	
管理費	15,652	17,897	−2,245	87%	15,427	
経常費用計	132,648	156,670	−24,022	85%	137,816	
経常増減額	−13,802	−3,641	−10,161		−1,566	
2．経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
	0	0	0	−	0	
経常外収益計	0	0	0	−	0	
(2) 経常外費用						
予備費	2,500	2,500	0	100%	0	
経常外費用計	2,500	2,500	0	100%	0	
経常外増減額	−2,500	−2,500	0	100%	0	
当期一般正味財産増減額	−16,302	−6,141	−10,161	265%	−1,566	
一般正味財産期首残高	142,369	143,935			143,935	
一般正味財産期末残高	126,067	137,794			142,369	

産廃物収集運搬の許可出ず
許可制度そのものの見直しも必要か

専務理事　木村

2021年２月４日の日経新聞の広告欄に、物流ウィークリーのCMが掲載されており、その見出しの一つに「産廃物収集運搬の許可出ず　コロナを理由にもってこられては、返す術がないのが現状　許可制度そのものの見直しも必要か」とあった。

記事の内容を知りたくなったので、当協会の収集運搬委員会のメンバーに照会したところ、物流ウィークリーを購読している方から１月25日発行号のことだということで情報提供があった。

記事の概要は以下のとおりである。

兵庫県内の産業廃棄物収集運搬業者が更新許可申請を（同時に変更許可申請も）県庁に出したが２か月以上過ぎても許可証が来ない。申請書が受理されていれば現行許可は有効だと言っても、取引先からはあくまで「新しい許可証が欲しい」と主張してくる。許可の前提になっている講習会や試験なども、コロナの影響か、受講が遅れた。兵庫県庁は、収集運搬業の許可更新に要する標準的な処理期間は60日と定めているが、昨年の段階から処理期間が伸びている、と認める。関係者は、「許可審査期間が長いと、審査そのものの中でも要不要を吟味することも欠かせないのでは」と話し、許可制度そのものの見直しも必要との立場だ。

以上の記事から連想して、問題を作成してみた。

Q　東京都環境局では収集運搬業更新許可申請（優良認定なし）の審査の標準処理期間を60日と定めているが、2021年７月１日に許可申請書が東京都環境局の窓口で受理されたとき、この標準処理期間を過ぎてしまったとされる日は次のどの日か、１～６の中から一つ選べ？

A
1　2021年８月30日
2　2021年８月31日
3　2021年９月１日
4　2021年９月29日
5　2021年９月30日
6　2021年10月１日

※解説は29ページ

「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（案）」に関するパブリックコメントにおける国の考え方

標題のパブリックコメントは、令和２年11月～12月に意見募集が行われたので、東京都産業資源循環協会からも意見を提出した。

国の考え方が令和３年１月28日に、寄せられた313件の意見を33項目に分けて示されたが、当協会意見に対応すると思われる部分を以下に掲載する。　　協会事務局

東京都産業資源循環協会が提出した意見	２０２１年１月２８日　国の考え方（抜粋）
1　リチウムイオン電池による火災防止対策を講じていただきたい 廃プラスチックを一括回収すると、廃リチウムイオン電池が混入する可能性が高まる。発火した際にはプラスチックに燃え移り、火災が拡大する。 よって、廃プラスチックのなかに廃リチウムイオン電池が混入しないよう、国、製造者、販売者、排出者は必要な措置（製造者・販売者による回収の義務化、内蔵製品表面への電池種類及び危険性の表示、排出者への分別排出の義務化、国民への周知徹底など）を講じていただきたい。	（異物混入対策について） ・効率的な回収・リサイクルの基盤整備に向けて、リチウムイオン電池等のプラスチック資源への異物混入対策は重要と考えており、消費者による適切な分別のための効果的な周知・情報提供を行うとともに、消費者が排出しやすい回収ルートの整備・維持に取り組むなど、社会システム全体として合理的かつ実効的な方策を考えていくことが必要であることから、リチウムイオン電池使用製品の輸入状況等の実態把握も含め、適切に進めてまいります。
2　一括回収した後の民間リサイクル事業者から生じたリサイクル不適物の処分を区市町村でもできるようにされたい これまで、区市町村でプラスチックを回収・選別した際には、リサイクル不適物は一般廃棄物として市町村の清掃工場等で処分されている。一方、リサイクル事業者（再商品化事業者）で選別したリサイクル不適物は産業廃棄物として処分される。 したがって、区市町村の施設を経由せず、直接民間リサイクル事業者のところで選別した際に、リサイクル不適物の量が相当の増量になると、民間の産業廃棄物処分業者の処分能力を超えて環境に悪影響を及ぼしかねない。そのような場合には、リサイクル事業者から生じたものであっても、区市町村が回収したものに相当する量は区市町村の清掃工場等で引き取るようにすべきである。	（プラスチック資源循環の拡大について） ・プラスチック資源循環の実現に向けては、事業者、自治体、消費者といった関係者が連携協働しながら、それぞれの取組みを最大限進めていただくことが重要と考えています。事業者にあっては、製造・販売したプラスチック製容器包装・製品の自主回収・リサイクルを率先して行い、市町村は、それ以外のプラスチック製品を容器包装とまとめてプラスチック資源として分別回収し、消費者は事業者・市町村双方の回収ルートに適正に資源を乗せるよう分別に協力することが期待されます。 ・回収・リサイクルの拡大と高度化に当たっては、特定のステークホルダーの負担が不合理に増加することのないよう配慮し、施策を進めてまいります。
3　プラスチック中の塩素問題を解決してほしい プラスチックをリサイクルしようとする場合、大きな障害となることは塩素濃度が高いものが多いということである。 塩素濃度の高いプラスチックの減量を徹底されたい。 廃棄物処理業者またはリサイクル事業者のところでの、塩素濃度が高いものの選別や資源化手法について、技術的、財政的支援をしてほしい。	（最適な手法によるリサイクル及び基盤整備について） ・プラスチック資源の回収・リサイクルを拡大していく上で、回収・リサイクル設備の効率性向上と処理能力の確保が不可欠です。このため、バージン材と遜色のない高い品質の再生素材の供給等を目指す高度なマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを含め、プラスチック資源の性状に応じた最適な手法の選択が可能となるよう、必要なリサイクル・熱回収の技術開発と社会実装に向けたインフラ整備を進めるとともに、最適な手法の選択にも資するＬＣＡ評価に活用可能な情報の整理等についても検討してまいります。
4　環境配慮設計は、業務用機器や建築資機材にも適用すべきである 環境配慮設計については、家庭用品だけではなく、使用後に産業廃棄物として処分される、業務用機器や建築資機材を含むすべてのプラスチックに適用すべきである。	（環境配慮設計指針のあり方について） ・環境配慮設計の指針については、循環性のみならず安全性や機能性等の多角的な要求に対応した形で進める必要があり、活用分野によって大きく事情が異なることに考慮をしながら、新たな技術・イノベーションも弾力的に織り込むことが可能な形で、環境配慮設計の基本思想や優先順位、関連技術等の視点を整理し、設計の転換を促す環境を整備することが重要であり、国が環境配慮設計の基本思想やライフサイクル評価、製品評価の観点等の基本的な事項を整理した指針を示し、事業者による環境配慮設計やそのための業界単位での設計の標準化を促すことが必要です。

	・したがって、事業者の設計転換を後押しすることが重要であり、既に海外等で課されている規制や基準との整合性も考慮しつつ、合理的かつ実効的な指針を策定してまいります。
5　再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進は、業務用機器や建築資機材にも適用すべきである 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進については、家庭用品だけではなく、使用後に産業廃棄物として処分される、業務用機器や建築資機材を含むすべてのプラスチックに適用すべきである。	（再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進） ・再生素材やバイオプラスチックなどの代替素材について、各製品・素材の特性、利用実態とポテンシャルを踏まえ、利用を拡大することが必要であり、家庭用品に限らず幅広いプラスチック製品・容器包装について、代替素材の利用促進を図ってまいります。
6　排出事業者がリサイクルを行う事業者と連携し、自らが分別・排出するプラスチック資源を円滑に高度リサイクルすることを可能とする措置として、廃棄物処理法の許可を要しない、国の認定制度を創設してほしい 産業廃棄物処理業許可業者が扱う場合、排出事業者は、処理委託契約書を処理に関わる者全員と締結する必要がある。また、産業廃棄物管理票を処理に関わる者間全員と交付・回付する必要がある。これらは排出事業者、処理業者双方にとって大変な業務負担となる。そこで、高度リサイクル事業が合理的・柔軟的に行えるようにするため、その事業範囲内では、処理委託契約及び廃棄物処理過程の管理システムを独自に構築したことをもって許可に代えることができるようにする、国の認定制度を創設されたい。	（行政手続きの効率化について） ・今回掲げられた各施策の実行に当たり、必要な管理が確実に実施されることを前提として、行政全体のデジタル化の動向も踏まえながら、行政手続の効率化・ワンストップ化等を進めてまいります。

7　リデュースの徹底を進めるため、以下の措置を講じていただきたい 現在、廃棄物の分別容器（ランニングボックスというワンウェイのプラスチック製品）は、一回の使用のみ損害保険が適用となるため、使えそうなものでも破棄している実態がある。今後、国は、分別容器をできる限りリユース可能なものに代替できるよう誘導されたい。	（リデュースの徹底に係わる考え方について） ・ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品について、製品・容器包装の機能確保との両立を図りながら、過剰な使用を回避すべきは回避するとともに、素材の代替が可能な用途では代替を進めることでリデュースを徹底することが必要です。 ・その他頂いた御意見については今後の政策検討の参考とさせていただきます。 （リデュースの徹底に係わる施策について） ・リデュースの徹底に向けては、製造事業者には軽量化等の環境配慮設計や代替素材への転換を、流通・サービス事業者等には過剰な使用の削減や代替素材への転換を促すための環境を整備することとしています。 ・まず、プラスチック製容器包装・製品の設計に当たっては、多種多様なプラスチック製容器包装・製品の事情に応じて、その設計決定者が取り組むことが求められる環境配慮設計の基本思想やライフサイクル評価、製品評価の観点等の基本的 な事項を整理した指針を示すことにより、これを踏まえた事業者による環境配慮設計やそのための業界単位での設計の標準化などを促すこととしています。 ・施策の具体化に向けては、こうした措置の製造事業者への影響も考慮するとともに、環境配慮設計がなされたプラスチック製容器包装・製品の普及が促進され、また、消費者のライフスタイルの転換が図られるよう、国等による率先調達や消費者への情報提供等を行うなど頂いた御意見を参考とさせていただきます。

令和２年度 第二回 安全衛生研修会
産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について
女性の観点からの安全衛生

安全衛生推進委員会（細沼順人委員長）は、令和３年２月２日㈫ 14 時からエッサム神田ホール２号館３階（千代田区内神田）において安全衛生研修会を開催した。

今年度の安全衛生研修会第２弾として、第一部は東京労働局労働基準部安全課地方産業安全専門官・武知正文氏を講師に招き、「産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について」をテーマにご講演いただいた。第二部は一般社団法人東京都産業資源循環協会副会長・五十嵐和代氏を講師に招き、「女性の観点からの安全衛生」をテーマにご講演いただいた。受講生は 33 名であった。以下、その概要を報告する。

（安全衛生推進委員会 委員／都築鋼産㈱　藤城 敬太 記）

■ 開会

細沼 氏

細沼委員長より、「安全に関しては、いろいろな研修会、対策をしているが、事故は減っていない。男性だけではなく、議論に女性が入ると今まで気付かなかったことが見えたり、我々が発想もしない様な意見が出たりと色々な変化がある。これからの業界は女性の力が必要である。そういった点も踏まえて、今回の『女性の観点からの安全衛生』を聞いていただき、社内にて水平展開して一件でも事故を減らして欲しい。

非常事態宣言下、時短、時差出勤、在宅ワークと色々行っているが、皆さんの仕事は生活する上で、絶対なくてはならない、また止められない仕事である。本日この様な状況下で開催に踏み切ったのは、これを機会に一件でも事故を減らしていただきたいとの思いを込めてのことです。実際、事故が起きているのは管理部門、本社機能ではない最前線の現場で起きています。本日の研修内容を会社に持ち帰り、本日の研修会が有意義であったと言える様にこの時間を大切に使っていただきたい。」と挨拶があった。

■ 講演概要

●第一部「産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について」

1　産業廃棄物処理業における労働災害の現状

武知 氏

産業廃棄物処理業における労働災害は令和２年の最新速報値で 101 件を数える。近年は 100 件超えが続いており、増加傾向を示している。その内訳は経験年数で見ると３年未満が全体の約半数を占めている。型別では、「墜落･転落」、「はさまれ･巻き込まれ」、「転倒」の順に多い。年齢別では高年齢労働者の占める割合が高く、また、高年齢労働者の事故は重症化しやすく、その点からも高年齢労働者に特化した対策が必要である。

2　産業廃棄物処理業における労働災害防止対策

（1）共通的な対策

ア）安全衛生管理体制の確立

事業所規模 10 人以上 50 人未満では安全衛生推進者の選任、規模 50 人以上では安全管理者、衛生管理者、産業医の選任、安全衛生委員会の設置が必要である。現在、産業廃棄物処理業界においては研修会の実施など、国に求められている以上の対策を実施している。

イ）4S（5S）活動の推進

5S とは4S（整理、整頓、清掃、清潔）に、その基盤となるしつけを加えたものである。

ウ）ヒヤリハット活動

軽微な事故のうちに対策を講じることが重要である。社内や現場だけでなく通勤途中などいろいろなシチュエーションでの事例を収集し、共有していくとよい。

エ）危険の見える化

人それぞれが危険と感じたことを見える化（表示）することによって、意識共有し、リスクを低減させる。

オ）リスクアセスメントの実施促進

リスク＝災害の重篤性×発生の可能性である。リスクの感じ方を均一化することが重要であり、そのためには社内における教育が必要である。

カ）適切な作業方法の確立

ヒヤリハットやリスクアセスメントを基に「安全作業マニュアル」を作成することが重要で、その内容は、気づいたことを足し随時更新していく必要がある。

キ）安全教育の実施

労働災害の約半数が経験年数３年未満という事実から見ても、雇入れ時、作業内容変更時の安全教育を実施する必要がある。

（2）事故の型別対策

①墜落・転落災害
②はさまれ・巻き込まれ災害
③転倒災害

以上の３点で産業廃棄物処理業全体の事故の約半数を占める。それぞれの事故に応じた対策が求められる。

講演では、それぞれの事故事例を基に、高さ２ｍ以上の場所での作業床の設置、コンベア・カバーの設置、段差の解消等の対策を紹介いただいた。

3　働く高齢者をめぐる安全と健康に関する現状と課題

現在、労働者全体における高齢者の割合が高まっている。個人差はあるが年齢とともに心身機能は低下していく。若年者と比べた労働災害の発生率が高い。（男性は 2.3 倍、女性は 4.9 倍）。また、高年齢者の労働災害は重症化し休業が長期化しやすい。以上の点から高年齢者に向けた対策が求められる。高年齢者が働きやすい環境をつくるということは、高年齢者に限らず、体力に自信のない人や仕事に慣れていない人にとっても働きやすいということである。

講演では「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿って説明いただいた。本ガイドラインで特に強調されたのは、事業者だけではなく労働者にも求められている点である。以下に抜粋する。

・事業者に求められる事項

安全衛生管理体制の確立等、職場環境の改善、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握などである。

・労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するととも

に、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要である。個々の労働者が、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、健康や体力の維持管理に努めること、日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組む活動を進めてほしい。

また、本ガイドラインでは高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助する「エイジフレンドリー補助金」など、国、関係団体等による支援の活用も紹介いただいた。

最後に高年齢労働者だけでなく、すべての労働者が働き易い労働環境を事業者は整えるとともに、労働者個々人が安心安全について考えていただきたいと述べ、講演を終了した。

●第二部「女性の観点からの安全衛生」

五十嵐 氏

企業において女性の視点や観点を活かしていこうとするならば、女性がやる気を失わないような工夫、仕組み、コミュニケーションが必要となる。

ポイントとして、女性の意見を取り入れたトイレ、ロッカー、休憩室等の職場環境整備、二つ目は育休、子育て後の再雇用制度、保育園の補助等の社内制度改革、最後に女性社員との「人間関係作り」これが最も重要である。特に職場にて女性を育て、活躍させることができる管理職の養成が急務とされる。

まず、それには男性と女性の特性をつかむことが大切である。女性は物事を見るとき、まず右脳で見る。右脳は感性や直感、ひらめきを司る。対して男性は左脳で見る。左脳は理論や分析などを司る。また、物事の認識の仕方も男性は全体的に認識するのに対し、女性は一点一点を細かく認識する。この様に右脳、左脳の違い、認識の仕方の違いなどから女性は男性に比べて状況や状態の変化、違和感に敏感である。それらの点を踏まえて、安全パトロールなどに女性を起用すれば、今まで男性だけでは気づけなかったことも見つかるであろう。

男性と女性では仕事に対する動機付けも違う。男性は課題達成型、目標を与え、それを達成する事によってモチベーションが上がる。女性は人間関係重視型、人間関係が良好な状態であることがモチベーションアップに繋がり、課題達成に至る。女性のいる職場内で人間関係を良好に保つためには、男性と女性に対する誉め方にも気を使いましょう。男性は達成した成果など具体的な事実を誉めましょう。女性はその過程の頑張ったことを認めてあげましょう。

2020 年 6 月に大企業に対して、2022 年 4 月には中小企業に対して「パワハラ防止法」が施行される。パワハラを起こさない、パワハラととられないために、普段から相手(部下)に対してお礼を言い、感謝の気持ちを持ちましょう。また、指示した仕事ができなくても叱責ではなく、できるようにやり方を教えたり、一緒にやってみましょう。ミスした際もただ叱責するのではなく、男性であれば、そのミスの過程と結果を論理的に説明してください。女性に対しては、たとえ成果が伴わなくても、先ずは頑張ったことを認めてあげてください。この普段からの心遣いがパワハラ防止に繋がる。

次に女性を起用する上で、気を付けなければならないのが、セクハラ問題である。セクハラは本人にその気がなくても、相手がセクハラと感じてしまえばセクハラとなってしまう。相手との親疎の差、距離感を考えましょう。また、指摘事項、注意点などがあっても、直接言わず、女性リーダーを通して伝えてください。女性を部下に持つ方は、普段から女性の表情・声・身だしなみ・仕事の進み具合・体調に 3 かけ運動、目をかけ、気にかけ、声をかけてあげてください。

以上のように男性と女性の違いを踏まえた上で、女性の感性や直感を生かし、戦力化するには、意見を聞くだけではなく、取り入れ、ルール化してください。五十嵐氏には自社の女性の意見によって取り入れられたルールや改善点を実例をもって紹介いただいた。また、ルールを把握することにより、考え方や行動の効率がいかに上がるか、数字を使った小テストを用いて、聴講者に実感していただいた。

最後に、ルールは組織の命であり、ルールを理解し、守ることが人間関係の良好化につながる。女性ならではの観点や意見を生かした安全衛生のルール作りに取り組んでいただきたいと、講演を終了した。

■ 閉会

西原 氏

最後に西原 安全衛生推進委員会 副委員長より、社員研修を充実させるなど本日の内容を社内で水平展開してほしいと閉会の挨拶があった。

❖ ❖ ❖

★安全衛生研修会に参加された方々のアンケートの内容を一部ご紹介いたします。(協会事務局)

- 会社の現場の作業者に安全衛生を説く前に管理者（自分自身）がいかに不勉強であったか反省しました。〈役員等経営層〉
- ３年未満の労働者で労働災害の 46％、一方で５年以上の労働者でも 42％あり、限定的な対策ではなく、包括的な対策が必要と感じ、自分のイメージ（３年未満が突出している）と異なっていた。〈その他〉※
- 高年齢労働者に配慮した職場はひいては全労働者にとっても働きやすい職場であるというのはもっともだと思いました。(自分たちにとっても恩恵がある)〈安全衛生担当〉
- ルールが判ると正しく動け、迷わず動け効率が上がる。〈安全衛生担当〉
- 現場にて今日の内容を必ず展開します。〈安全衛生担当〉
- 女性を育成することのできるリーダーが要だということが学べて良かったです。〈安全衛生担当〉
- 産廃の現場で働く女性の生の声が聞いてみたいです。〈安全衛生担当〉
- 原因・根拠を、男性だから女性だからと決めつけない方がよい。〈役員等経営層〉

上記※のアンケート内容に対して東京労働局講師よりコメントがありました。

「おっしゃるとおりです。経験年数を考慮せずに（経験年数が 20 年以上の人の割合がどの程度なのか等)、3 年未満の労働災害が多いという結論付けは一面だけを論じています。

今回は、不慣れを強調させていただきましたが、5 年以上の労働者でも 42%ということは慣れによる労働災害が示唆されるので、結果として、経験年数に限らず繰り返しの教育が必要ということになります。」

安全衛生研修会資料より抜粋　東京労働局提供

全産業、産業廃棄物処理業における労働災害死傷者数（休業4日以上、東京）

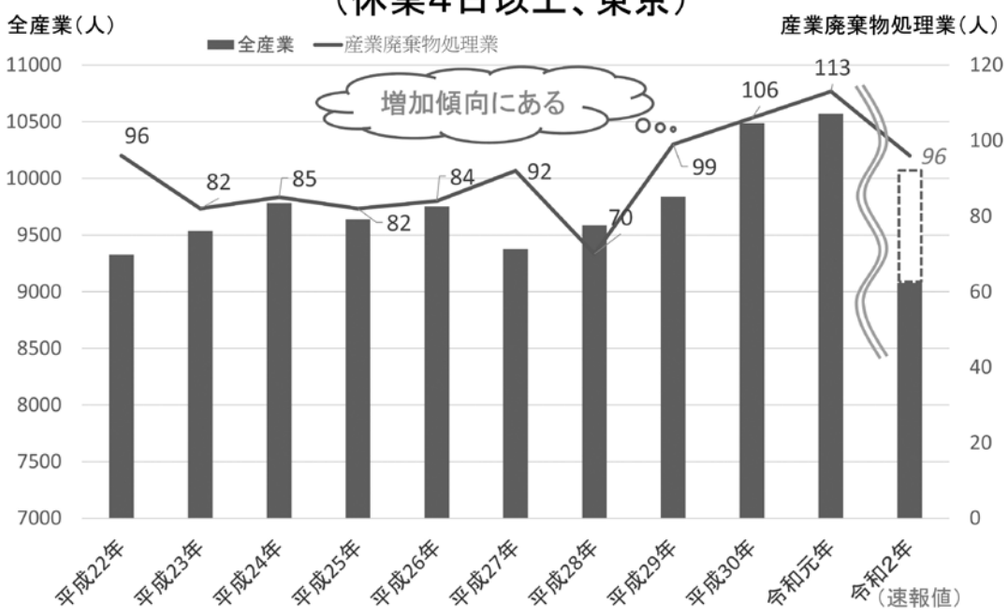

資料出所：労働者死傷病報告

産業廃棄物処理業における経験年数別の労働災害発生状況（H27年からR元年の5年間、休業4日以上、東京）

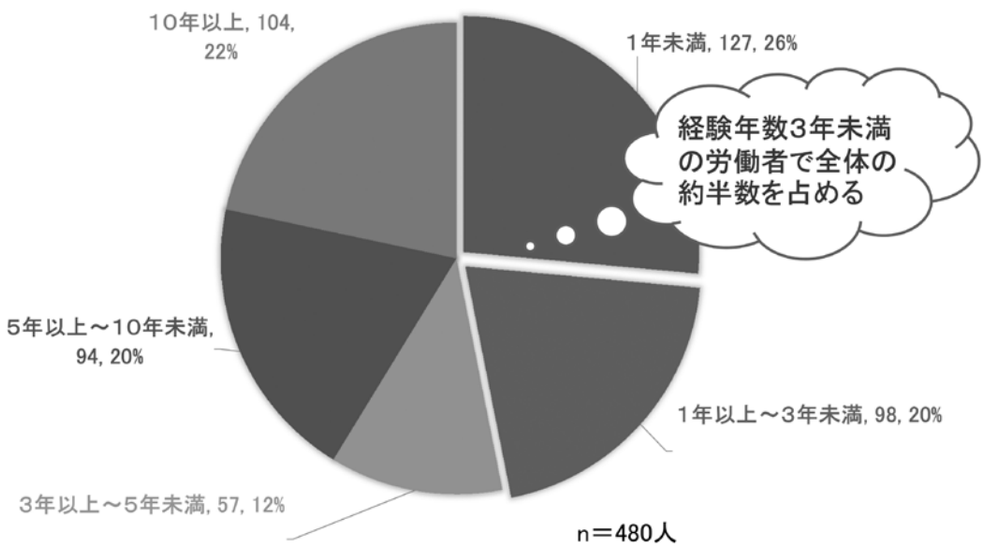

n＝480人

資料出所：労働者死傷病報告

● 安全衛生研修会

安全衛生研修会資料より抜粋　東京労働局提供

産業廃棄物処理業の事故の型別労働災害死傷者の内訳（H27年からR元年の5年間、休業4日以上、東京）

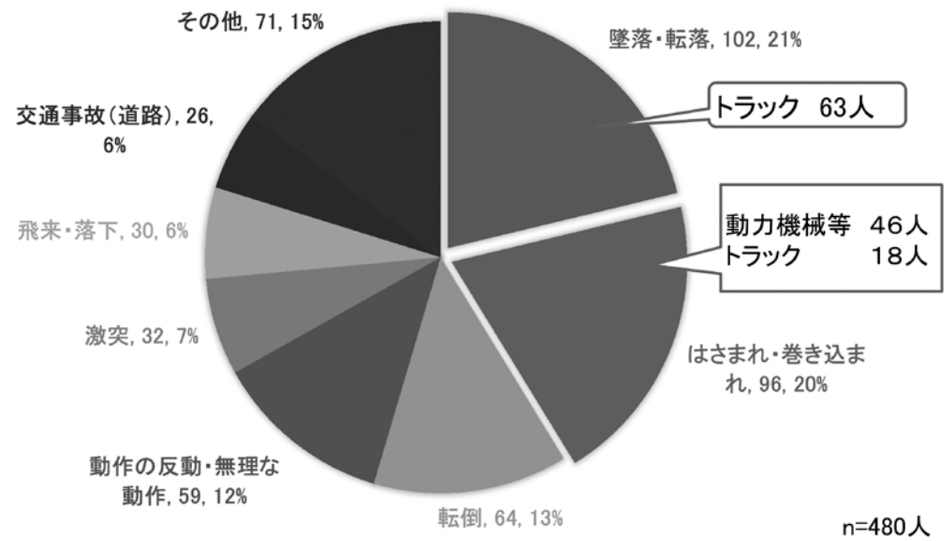

n=480人

資料出所：労働者死傷病報告

加齢に伴う心身機能低下のポイント

① 生理的機能（特に、感覚機能、平衡感覚）は、早い時期から低下が始まる

② 筋力の低下は、脚力で始まり、体の上方へ向かい、手の指先へと進む

③ 訓練によって得た能力（知識・技能）は、長期間使用するほど維持できる

④ 経験と技能の蓄積は、熟練を構成し、より高度で複合的な作業能力を生み出す

⑤ 中高年期以降は、心身機能の個人差が拡大する

資料出所：2018年３月「高年齢労働者の安全と健康確保のための配慮事項に関する委員会」

東京海上日動火災保険株式会社共催Ｗｅｂセミナー

セミナー　「火災・水災事故対策　予防セミナー
～中間処理施設に於ける火災・水災事故の原因・対策・予防等～」
情報提供　「２０２１年1月1日付け火災保険改定について」

令和 3 年 2 月 16 日㈫ 14 時から、当協会と東京海上日動火災保険株式会社（当協会の賛助会員）との共催で「火災・水災事故対策　予防セミナー ～中間処理施設に於ける火災・水災事故の原因・対策・予防等～」をテーマに Zoom による Web セミナーを開催した。講師は東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 主任研究員 高橋弦也 氏を招き、中間処理施設に於ける火災・水災事故事例を元に、原因・対策・予防等を参加者の皆様にも考えて頂く参画型セミナーを開催した。講義後は、東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 藤巻知也 氏から 2021 年 1 月 1 日付け火災保険改定内容の情報提供があった。参加者は 43 社 67 名。

開会挨拶する中間処理委員会 二木副委員長

閉会挨拶する木村専務理事
背景のポスターは協会から正会員に配布している労働安全ポスター

セミナー

1. 中間処理施設に於ける火災事例と対策

・ 中間処理施設における事故事例としてリチウムイオン電池による火災事例を取り上げ、受入物に混入した玩具に内蔵されたリチウムイオン電池が発熱・発火し、周囲の樹脂製品を燃料として延焼した場合に於けるソフト面（管理･運営面での備え）･ハード面（施設・装備面での備え）の対策を参加者に考えて頂いた上で講師の解説があった。

■ソフト面での対策：（1）受入禁止物の掲示、（2）発見時の対処法の整備、（3）（選別前）車上点検による異物混入防止、（4）（選別時）4t/ 時に対し２～３人の選別作業員配置、（5）危険品と可燃物の隔離、（6）巡回点検
■ハード面での対策：（1）炎・煙感知器の設置（炎感知器は死角に弱いため煙感知器（光電分離式）でカバー、（2）モニタカメラによる監視、（3）監視コンベア方式による受入れ

以上のポイントの説明を頂いた。

講演する東京海上日動リスクコンサルティング㈱ 高橋弦也 氏

・ 溶接作業に於ける事例では設備修繕時にアセチレンガス切断機を使用して集塵機で火災発生、ダクト内を延焼。集塵ダクトに吸い込まれた火花がダストに引火した可能性がある場合に於けるソフト面（管理・運営面での備え）・ハード面（施設・装備面での備え）の対策を参加者に考えて頂いた上で講師の解説があった。

■ソフト面での対策：（1）工事許可制度による火気管理①対象となる作業（溶接・溶断・研磨・加熱など）の安全対策等を規定した申請制度、②作業内容の共有・リスクアセスメント、③火気養生・消火器準備・可燃物除去などの安全対策、④上記確認後工事許可発行、⑤作業後の残り火点検を実施し工事完了、（2）ダクト清掃、（3）自衛消防隊組織、（4）火災対応訓練
■ハード面での対策：（1）点検口の増設（清掃及び消火活動の容易化）、（2）注水弁の設置、（3）集塵機の熱センサー・火花センサー、（4）ダクトラインの防火ダンパー

以上のポイントの説明を頂いた。

・ コンベアの火災事例では鉄リサイクル業のシュレッダー二次側傾斜コンベアに於いて火災が発生しコンベアベルト及びグリスに着火、多量の黒煙とともに延焼、ケーシングによる煙突効果、散水障害により被害が拡大した場合に於けるソフト面（管理・運営面での備え）・ハード面（施設・装備面での備え）の対策を参加者に考えて頂いた上で講師の解説があった。

■ソフト面での対策：（1）破砕前の予備散水、（2）シュレッダー能力の範囲の周知･掲示と受入禁止物の明確化、（3）シュレッダー点検、（4）グリス清掃・ケーシング内清掃、（5）自衛消防隊組織、（6）火災対応訓練
■ハード面での対策：（1）火災感知器の設置、（2）シュレッダーへの蒸気吸込、（3）自己消火性コンベアベルト（難燃性ベルト）の採用、（4）シュート部の防火ダンパ、（5）ケーシング点検口の増設、（6）ケーシングの脱着機構、（7）散水弁設置、（8）デブリ除去対策（デブリシュート）

以上のポイントの説明を頂いた。

2．中間処理施設に於ける爆発事例と対策

・ 動画を見ながら物質による爆発の違いを確認。事故再発防止策を参加者に考えて頂いた上で講師から予防対策（爆発を起こさない）と被害軽減対策（爆発被害を最小化する）について解説があった。

■予防対策：＜ＰＡＳＳＩＶＥ＞（１）清掃・可燃物除去、（２）教育・受入禁止（３）集塵ダクト清掃、（４）電気設備の防塵防湿（防爆）
＜ＡＣＴＩＶＥ＞（１）火花検知消火システム、（２）窒素・窒素パージ、（３）強制換気、（４）集塵機設置、（５）ガス濃度監視、（６）ＩＴＶカメラ
■被害軽減対策：＜ＰＡＳＳＩＶＥ＞（１）清掃・可燃物除去、（２）放爆口設置＋連動散水、（３）防火ダンパー、（４）緊急遮断弁（フラップ式）、（５）伝爆防止構造（スクリューコンベア、ロータリーバルブ、プラグ搬送）
＜ＡＣＴＩＶＥ＞（１）爆発抑制装置、（２）緊急遮断弁（ピンチ式、ゲート式）、（３）火災感知器、（４）遠隔散水設備

POINT

火災・爆発防止に於いて重要なこと
（１） ５Ｓ活動は火災予防・被害防止拡大の両面に有効
（２） 受入禁止物の明確化、充分な人数・時間による水際対策が重要
（３） 業種・業態に応じたソフト・ハード両面での火災〈予防〉〈被害軽減〉対策

※5S とは⇒「とうきょうさんぱい」今月号 17 ページ参照

3．施設の水災事例と対策

2020 年７月の西日本豪雨等の事例を紹介。ソフト面（管理・運営面）・ハード面（施設・装備面）の対策を参加者に考えて頂いた上で講師から解説があった。

■ソフト面：（１）緊急時体制の整備（指揮命令系統・所掌部門・連絡体制の整備、情報収集先の確認）、（２）タイムライン策定（時系列に沿った行動計画の策定）、（３）緊急対応訓練、（４）台風シーズンに備えた施設点検、（５）実施状況の振り返り・改善、（６）リスク情報の更新
■ハード面：（１）設置型対策（土嚢・水嚢、排水ポンプ、止水シート・止水板）、（２）施行型対策（防水扉・水密扉、ケーブル等貫通部止水、電気設備の嵩上げ、擁壁建築、施設移転・分散）

POINT

水災被害防止に於いて重要なこと
（１） 施設のリスクを正しく把握する
（２） 人命安全・操業継続・環境保全の観点からソフト／ハード両面の対策を検討する

4．東京海上日動リスクコンサルティングのコンサルメニュー

同社は（１）企業財産本部、（２）不動産リスクソリューション本部、（３）ビジネスリスク本部、（４）製品安全・環境本部、（５）運輸・モビリティ本部、（６）ソリューション創造本部からなり、企業のリスクの洗い出し・リスク評価・リスク対応のソリューションを提供している。

【主なサービスメニュー】
（1）防災リスク診断：診断実施から約２週間後に「リスク診断報告書」を提出
（2）リモート調査：新型コロナ流行下に於ける新たなリスク調査形式
（3）水災リスクコンサル：現地調査を踏まえ重要拠点の水害対策をアドバイス

※当日の資料が必要な方・東京海上日動リスクコンサルティングのコンサルメニューのお問い合わせは担当 藤巻（070-4212-0146 t_fujimaki@web-tac.co.jp）までお願いします。

情報提供

2021 年１月１日付け火災保険改定内容

1．所在地ごとの水災リスク実態を反映した保険料水準にした
2．「産業廃棄物業」「廃棄物リサイクル業」は大幅に保険料引き上げ
3．産業廃棄物業保険料は平均約３０％アップ
4．火災保険の満期が６月 30 日までで１構内の建物・機械設備・什器備品・商品の合計保険金額が 10 億円以上の場合の保険料は特に各社で差がつく可能性が高い

※火災保険のお見積りご用命の方は次の代理店までお願いします。

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
本店営業第一部
担当：　西村　080-2331-1043　k_nishimura@web-tac.co.jp
藤巻　070-4212-0146　t_fujimaki@web-tac.co.jp

以上

委員会報告

収集運搬委員会（加藤 委員長）

開催日時： 2月1日㈪ 14時～　**場所：** Web会議　**出席委員：** 14名

議題及び内容：

① **令和２年11月６日研修会・アンケート結果報告**

オンライン試行セミナー「ドライブレコーダーの活用方法」のアンケート結果報告後、今後の課題を共有し、改善策について意見交換をおこなった。

② **令和３年度活動計画・年間行事予定について**

以下のとおり活動していくことを委員間で共有し、年間スケジュールを決定した。

1) 収集運搬業における安全運転・作業の向上（「ドライブレコーダー活用方法」研修会を開催）
2) 運行管理能力の強化・向上
3) ドライバー・作業員の雇用維持
4) 中間処理場との良好な関係づくり

③ **その他**

労働時間の上限規制についての影響と対応策について、情報交換をおこなった。

次回開催日： 5月14日㈮　14時～　協会会議室

女性部 幹事会（渡邉 部長）

開催日時： 2月18日㈭ 16時～　**場所：** Web会議　**出席者：** 5名

議題及び内容：

● **令和３年度活動内容の検討**

各チームの活動は、オンラインを増やし、ペーパーレス・IT化を進めていく方針となった。また、それに合わせてオンライン対応が出来ない部員へのサポートを行っていくことが決定した。その他にも女性部以外のメンバーも参加できるような研修会を年１回から２回実施予定とした。

次回開催日： ３月中（日程調整中）

人材確保プロジェクト■新入社員インタビュー

INTERVIEW

株式会社 リーテム

七字（しちじ） 慶輔（けいすけ） さん

2020年４月入社 ◉大学院卒 理系

「世間のニーズに応えられる、知識、力量を持つ人材に成長することが目標」と七字さん

— 現在の業務内容は？

現在は、先輩方から引き継いだお客様の対応をしています。産廃の問い合わせがあってから、ヒアリング、見積もり、契約書の作成、作業の手配から事務的な作業などを行っています。

— 入社した企業の決め手（入社理由）は？

入社の決め手は面接の際にご案内いただいた時の社員とオフィスの印象です。初めてオフィスを見させて頂いた際に開放的な構造のオフィスに驚いたことを覚えております。それは私のイメージしていた会社のオフィスと違い、社員もコミュニケーションが盛んで、生き生きと仕事をする様子を見て居心地のよさそうな職場だなと思ったことが決め手となりました。

— 就活ではどういう軸で企業選びをしましたか？

私の企業選びの軸は自分が成長できる環境かどうかです。

— 産廃業界について入社前と入社後のイメージは？

産廃業界の入社前のイメージは問題が山積みな業界というイメージでした。不法投棄、プラスチックごみ、埋め立て地、など課題が山積する中で、解決の取組には終わりのない業界だなというイメージは今も変わっていません。

— 今後の目標は？

世間一般的にリサイクルや環境問題について関心が高まっている中で、世間のニーズに応えられる、知識、力量を持った人材に成長することです。

● 採用担当者からのコメント

東北の大学および大学院で廃電子基板のリサイクルに関する研究を行い、専門知識を長年勉強されていたため、正直弊社のような中間処理業者の営業職に応募していただいた際は驚いたと同時に、仕事内容がマッチングするかどうか心配でした。

面接時に仕事内容の詳細をしつこい程お伝えし、それでも営業職として働きたいかを何度も確認した記憶が今でも残っています。

昨年４月に入社し、もう少しで１年を迎えますが、お客様への丁寧な説明や社内でのコミュニケーションを大事にしながら着実に成長しています。今後にとても期待しています。

● 令和３年１月20日入会の賛助会員

株式会社 ドラＥＶＥＲ

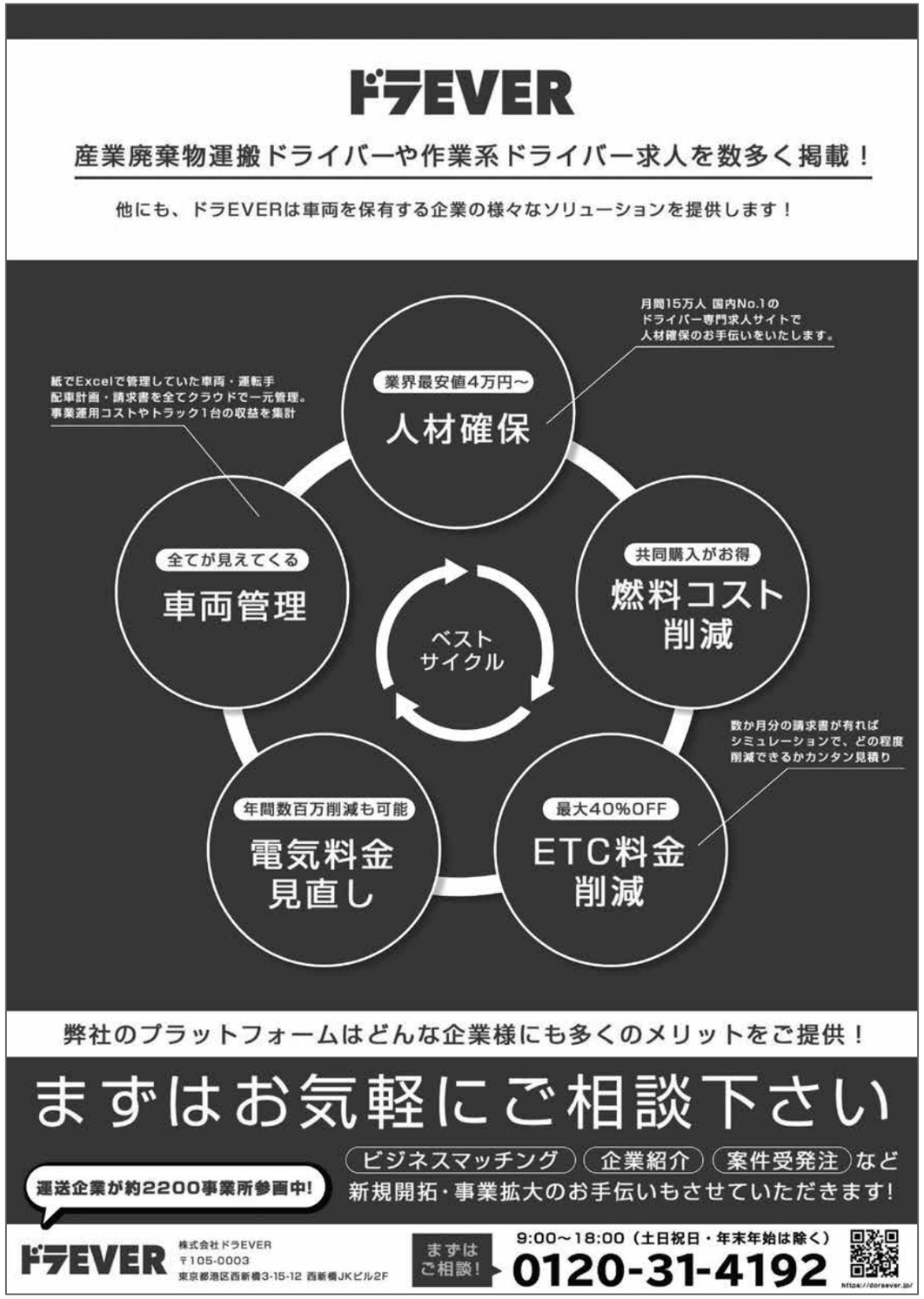

※「産廃物収集運搬の許可出ず　許可制度そのものの見直しも必要か」（本誌 11 ページ）の解説

1　標準処理期間は、申請書受理日から起算するので、７月1日が１日目となる。

2　標準処理期間は、土日曜日、祝休日、年末年始休業日を含まない。

（1及び2は､東京都庁が定める「窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱」に定めがある。

ただし、自治体ごとに、起算日が受理日からか翌日からか、標準処理期間の日数などが異なる。

八王子市廃棄物対策課に聞いたところ、八王子市では、受理日の翌日から起算するとのことである。

複数の自治体に聞いたところ、起算日の根拠は、行政手続条例ということであった｡各自治体の行政手続条例を見たら､「(標準処理期間)第○条　行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める・・・」と同じ表現になっていても、複数の自治体に電話で聞いたところでは、受理日から起算する自治体と翌日から起算する自治体と両方があった。

記事にあった兵庫県庁等の「産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない｡）更新許可申請要領　令和２年 10 月」によると、

兵庫県では、標準審査期間は 45 日（ただし、申請書類の補正期間は含みません。また､実際の審査期間は行政庁の閉庁日を除くため約２ケ月)です､となっている。

同じ要領の中で、神戸市では、標準審査期間は 40 日（ただし、行政庁の閉庁日を除くため約２ケ月）です、となっている｡）

3　オリンピック・パラリンピックの開催が 2020 年から 2021 年に変更になったことから、祝休日が変更された。2020 年 11 月ころに買った手帳や年末にいただいたカレンダーは、その祝休日の変更が反映されていないので注意。スマホのカレンダーは反映済み？

※よって、答は、31 ページ

産業資源循環情報 No.20

株式会社 ワイエムエコフューチャー

リサイクル社会の先駆者をめざして

弊社は、1974 年に創業し、1996 年に埼玉県草加市に草加リサイクルセンターを開設。当時では先進的であった屋内型中間処理工場をオープンしました。再開発案件やインフラ整備が多い首都圏で自区内処理が叫ばれる中、東京都大田区に東京エコファクトリーを 2016 年にオープンすることができました。結果、首都圏に自前の中間処理工場を２工場所有することで、スムーズな建設廃棄物の運搬・処理を行うことが可能となりました。

２工場体制での事業展開・発展を確かなものとし会社の進化を社内外に発信するために、ワイエム興業改めワイエムエコフューチャーに社名の変更もいたしました。

さらに受入量の拡大と分別効率を上げるため、機械選別にも力を入れ、近年では比重形状選別機２機・ジャンピングスクリーン・軽量物ラインの増設と立て続けに導入を行いました。また、SDGs 対応として自家消費型太陽光パネルの設置、ハイブリッドテールゲート車輛の導入も行いました。

弊社は 90％以上が建設廃棄物であり、主要顧客は建設会社様の占める割合が多くなっております。建設業界は景気変動の影響を１～２年の誤差で受ける為、新型コロナウイルス感染拡大によるライフスタイルの変化に伴う受注悪化が懸念されるところです。

しかしながら、変化は待ってくれません。建設市場を取巻く状況は厳しくなる一方です。弊社としても、現場へのジャストタイムの配車、現場での様々な規制への対応、再資源化施設への直送対応等に、枚挙にいとまがございません。最近では処理施設のハード面だけでなく IT を活用したソフト対応にも力を入れております。具体的には基幹システムのクラウド化・タブレット端末での営業資料の共有・カード支払いシステムの導入等、遠隔・非接触で効率よく業務遂行ができる体制づくりを行っています。

変化の激しい経済状況下、資源循環を進めていく社会的ニーズは益々大きくなると考えられます。変化に飲まれることなく、先駆者的に挑戦を続けて行くことで社会的役割の一翼を担っていきたいと思います。

㈱ ワイエムエコフューチャー
助川 朋寛 記）

草加リサイクルセンター
（埼玉県草加市青柳）

東京エコファクトリー
（東京都大田区京浜島）

協会の主な今後の日程

（令和３年３月 10 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
4	1	木	＊２０２１年度 許可等講習会の受付開始　９：００～	※ＪＷセンター Ｗｅｂ申込のみ
	14	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
	16	金	第６６回 関東地域協議会　午後	Ｗｅｂ会議
	27	火	常任理事会	協会会議室
5	12	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			三役会議　／　常任理事会　／　第６８回理事会	協会会議室
	14	金	収集運搬委員会　１４：００～	協会会議室
	17	月	人材確保プロジェクト　１４：００～	協会会議室
	21	金	収集運搬委員会　意見交換会　１４：００～　＊Ｗｅｂ会議	Ｗｅｂ会議
	25	火	全産連　；　理事会	
	27	木	第９回定時総会　１５：００～	エッサム神田ホール２号館（千代田区内神田）

表紙の言葉

●**今月の写真**：［東京 2020］飯田橋サクラテラス（千代田区）

JR 飯田橋駅のホームと西口駅舎等が 2020 年７月にリニューアルされました。西口改札からすぐの飯田橋サクラテラスは 2014 年に開業した商業施設で、その名のとおり、隣接する外濠沿いは都内有数のお花見スポットとなっています。

●**撮影者**：塩沢 美樹（機関誌編集担当）●**撮影日**：令和２年３月 26 日

※「産廃物収集運搬の許可出ず　許可制度そのものの見直しも必要か」（本誌 11 ページ）の回答

答　5

労務相談

社会保険労務士
今 井 正 美

７０歳までの就業機会の確保

Q 我社の定年年齢は６０歳で、その後再雇用職員として６５歳まで働いてもらっています。再雇用職員の中には「もっと働きたい」という声もあり、会社も即戦力である再雇用職員には、より長く働いてもらうとともに、長年培ってきた豊富な経験に基づく仕事のノウハウを、後輩に伝えてもらいたいと考えています。

令和３年４月からは、定年年齢や再雇用職員の雇用年齢を７０歳まで引き上げることが法律で求められると聞いており、定年年齢や再雇用年齢の引き上げの検討をしていますが、その制度の内容と今後の課題について教えて下さい。

A 1 **高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（(以下「高年齢者雇用安定法」又は「法」という)」の概要**

この法の目的は、「定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること」とされています。

1986 年に定年制を直接規制対象（６０歳以上の定年制を努力義務）とする「高年齢者雇用安定法」として成立以後、「６０歳未満の定年禁止」(1994 年)、「６５歳までの継続雇用の義務化」(2004 年)、「①６５歳以上の定年制、②希望者全員の６５歳までの継続雇用、③定年制の廃止　のいずれかの導入」(2012 年）など、幾度かの法改正を経て、定年年齢や継続雇用年齢の引き上げが図られています。

1 今回（2021 年４月）の法改正の背景

（1）急速に進む労働力人口の高齢化

１５歳以上の人口のうち「就業者」と「完全失業者」を合わせた人数である労働力人口の年齢構成が、2017 年は６０歳から６４歳８．０％、６５歳以上１２．２％と高齢化

（2）会社の中でも、高齢者は大きな社員集団

高齢社員の戦力化と活躍は、活力ある社会経済、企業経営の実現にとって不可欠
（裏側には年金受給人口の増加に伴う、年金財源のひっ迫化）

第2-1-10図　労働力人口の年齢構成比の推移

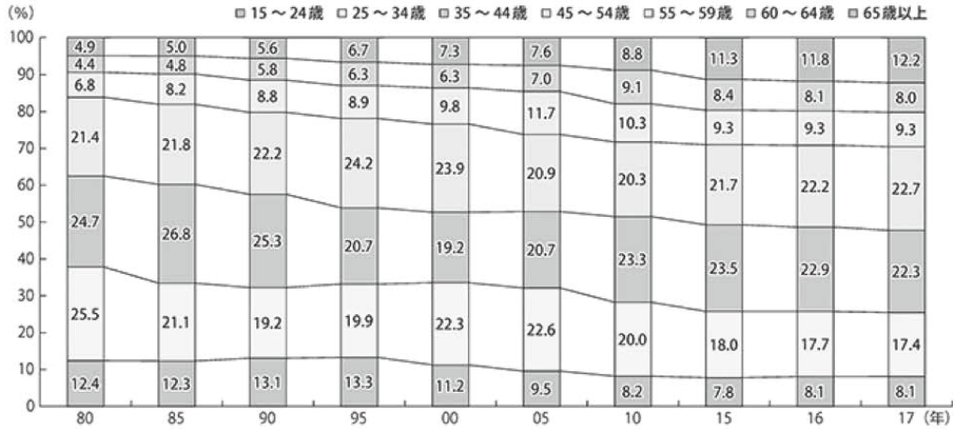

資料：総務省「労働力調査（基本集計・長期時系列データ）」

2 改正高年齢者雇用安定法の内容

６５歳までの定年引き上げや継続雇用制度の導入などこれまでの雇用措置（カ・キ・ク）に加え、就業確保措置として、定年や継続雇用の７０歳までの引き上げなどの雇用措置（ア・イ・ウ）や新たに創業支援等措置（エ・オ）を努力義務としている。

雇　用　措　置

７０歳　（改正後の内容）

ア　70 歳までの定年引上げ
イ　70 歳までの継続雇用制度の導入
ウ　定年廃止

６５歳　（現行内容）

カ　65 歳までの定年引上げ
キ　65 歳までの継続雇用制度の導入
ク　定年廃止

努力義務

＋

義務

創業支援等措置

（新たな措置：高齢者が希望する場合）

エ　業務委託契約を締結する制度
オ　社会貢献事業（有償）への従事制度
※過半数組合・過半数代表者の同意
※創業支援等措置の実施計画の作成・同意・周知が必要

3 改正高年齢者雇用安定法の具体的な対応（指針・Q＆Aより）

上記 **2** アからオの措置を選択（複数も可）し、就業規則の改正等を行うとともに、職員への周知を図る。

（1）雇用措置（イの継続雇用制度の場合）について

① 対象者を限定する基準を設けることも認められる。
過去の人事考課や出勤率、健康診断結果など具体的・客観的な基準を示すことが必要で、「会社が必要と認めた者」や「上司の推薦がある者」などの抽象的な基準は認められない。

② 雇用契約を７０歳まで継続しないことも認められる。
「心身の故障のため業務に耐えられないと認められる」、「勤務状況が著しく不良で、引き続き従業員としての職責を果たし得ない」ことなどを就業規則に記載

③ 継続雇用先について、自社や子会社・関連会社等の特殊関連事業主に加えて、それ以外の他社も含まれる。（他の事業主との間で契約締結が必要）

④ 継続雇用制度においては、定年前後における労働条件の継続性・連続性が一定程度、確保されることが、前提ないし原則になる。定年後再雇用で、提示する労働条件が極めて不合理であって、高年齢者の希望・期待に著しく反し、到底受け入れ難いような労働条件を提示する行為は、法の趣旨に違反した違法性を有すると判断される可能性有り（月収ベースで賃金の約 75％減を提示：九州惣菜事件福岡高裁判決平成 29 年９月７日）

（2）創業支援等措置について

① 創業を希望する高年齢者等との継続的な業務委託契約の締結
- 個人とのフリーランス契約への資金提供
- 個人の企業支援など

② 社会貢献活動参加への資金提供（有償）
- 事業主が自ら実施する事業
- 事業主が委託、出資（資金提供）その他の援助を行う団体が実施する事業など

③ 必要事項が記載された実施計画書を作成し、過半数労働組合等の同意を得た上で、掲示・備え付けや電子媒体等で周知するとともに、希望する高齢者との書面等による契約を締結

A2 ７０歳までの継続雇用制度導入の課題と対応

厚生労働省の「高齢者の雇用状況」（R1.11.22）によれば、６５歳までの雇用確保措置の選択割合は継続雇用制度が 77.9％と最も高く、今後も高齢者雇用確保措置の中で導入比率が高いのは、７０歳までの継続雇用制度になることが想定されます。

1 課題

（1）安全面・健康面への配慮の増大

① 安全面では、厚生労働省の「労働者死傷病報告書」（令和元年）によると、労働災害による休業４日以上の死傷者数で、「６０歳以上」の高年齢労働者が被災する割合が、過去 10 年間で８ポイント（18％から 26％）増化し、死傷災害全体の約４分の１を占めている。聴力、視力、平行感覚、筋力等の低下が見られ、転倒等の労働災害の発生に影響

② 健康面では、定期健康診断の有所見率などから、成人病等の慢性疾患の増加

（2）定年退職後のモチベーションの低下

① 活用面⇒職責や期待の低下など

② 処遇面⇒賃金の一律減とその後変わらない賃金決定など

2 対応

（1）高齢者が働きやすい職場環境の実現

① 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
身体機能の低下による労働災害発生リスクを、災害事例やヒヤリハットなどから洗い出し、優先順位の高いものから対策を講じ、改善して行く。
⇒身体機能の低下を補う施設、設備、装置等の改善・導入

② 健康経営への取組
社員の健康に配慮することは、経営面においても大きな成果が期待できるとの基盤に立って、健康管理を経営的な視点から考え戦略的に実践
⇒健康経営により、健診結果を活用した社員の「食」・「運動」・「心の健康」への配慮など健康づくりの推進

（2）やる気（働きがい）が出て、それが報われる仕組みの構築

① 役割（職責）や働き方に応じた評価制度の導入
- 期待される役割⇒「知識・スキル・ノウハウの伝承」・「後輩の指導」・「担当者としての成果」などの項目を具体化し、役割を明確化する。
- 働き方の柔軟性⇒週４日や１日６時間などの短時間勤務制の導入

⇒役割や働き方に基づいた職務評価などにより、モチベーションの向上を図る。

② 処遇（賃金）の適正化
仕事の内容・評価（成果）・発揮能力に応じた賃金制度の導入
⇒熟練技術手当や評価の昇給・賞与への反映により、モチベーションの向上を図る。

3 その他

今後、７０歳までの雇用機会の確保措置は、法改正により「努力義務」から「義務」化されることが想定されます。人生１００年時代を迎える中で、会社は研修制度の充実、高齢者活用の促進を図る人事管理制度の構築や副業・兼業の導入など、社員はキャリア形成・役割意識の転換を図ることが重要となります。

事務局だより

コロナ禍にあって、「先が見えない不安」「見えない敵との戦い」という表現をよく耳にします。新型コロナの新規感染者数が減少し、ワクチンの医療従事者への先行接種も開始されましたが、まだ不安でいっぱいです。光さす出口まで前に進むしかありません。

さて、皆様も『校正』とか『校閲』という言葉をご存じかと思います。新聞社や出版社等には、その作業の専門的なスキルを持つ熟練者がいるそうです。

『校正』『校閲』について、今回あらためて調べてみると、どちらも印刷物や出版物を出す工程で必ず行う作業で、ざっくりですが、『校正』は原稿を印刷物までにする途中で、誤字・脱字等、主に表記に関する修正をする作業、『校閲』は主に原稿の内容が事実と合っているか等客観的な根拠に基づいた確認をする作業、ということです。

本誌の発行についても、これらの作業は必須ですが、編集会議から始まり、原稿の作成、印刷データの制作、印刷会社へのデータ入稿まで、全ての作業を広報委員の皆様、編集担当、事務局職員で取り組んでおります。もちろん原稿作成には、会員の皆様や行政ご担当者等にもご協力をいただいております。

私も原稿の内容の確認、誤字・脱字の修正、表記の統一等々、素人ながら日々励んでおりますが、まだまだ不十分です。これからも、記事の正確性・信頼性の向上を目指して機関誌発行の業務に携わっていきたいと思っております。

寒暖の差が激しい今日この頃です。体が気温差に対応できず様々な不調を抱えていたり、花粉症に悩まされている皆様も多いことでしょう。ご自愛ください。（中澤）

編集後記

桜の季節が近づいてきました。どちらも新年度の準備にお忙しいのではないでしょうか。

今月号のトップ記事は「令和３年度事業計画および予算」です。コロナ禍で講習会や委員会などは事業変更を余儀なくされ、収支への影響を受けた２年度でした。理事会ではその点を踏まえ、事業内容の見直しや計画段階でオンラインの活用も視野に入れて、３年度予算を見直しています。

セミトップでは、各社の事業活動に繋がる「安全衛生研修会」、「火災・水災事故対策　予防セミナー」の内容を報告しています。労働災害、火災などの事故が他業種と比べても多い状況が続いているこの現実を、行政、排出事業者、処理業者、そして社会と共有する事が必要ではないでしょうか。

今号のよろず相談は、「７０歳までの就業機会の確保」に関する解説です。今後、労働人口の高齢化が急速に進むと共に、人生１００年時代を迎えます。産業廃棄物処理業は専門性が高く経験知が求められる仕事の割合が高い業種と思います。以前より、健康な６０代の方が活躍される場面を見る事は日常的となっていますので、７０歳までの継続雇用制度は、私達の業界でも有効な事なのではと感じています。もっとも、運転業務などの安全面を考えると、業務内容やその負担に関して特別の配慮をしなければならない事は否めません。良い事例が有れば、本誌で紹介できればと思います。

さて、今春の花見はどうなりますでしょうか。一年前の上野公園は、いつものように咲いた満開の桜を楽しむ人で賑わう筈だった並木道も封鎖されてしまい、違う場所に来たような景色でした。花見の規制は、○か×の二択と思いますが、こういう時だからこそ、条件付きの○を模索しても良いのではと思うこの頃です。（森）

とうきょうさんぱい

第 38 巻 第 1 号 通 巻 第 367 号

令和 3 年 4 月 1 日発行

発行人　鈴木宏和
企画・編集　広報委員会
発行　一般社団法人 東京都産業資源循環協会
〒 101 － 0047　東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13 柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）　FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp　E-mail;info@tosankyo.or.jp

都市更新を下支えする企業を目指して。

地球を守る確かな技術

城南島第二工場
■産業廃棄物処理施設
破砕処理施設・脱水処理施設・造粒固化処理施設
■汚染土壌処理施設

e Synergy System

SEIYU 成友興業株式会社　城南島第二工場

城南島第二事業所　東京都大田区城南島 3-2-11　TEL：03-3799-8111　FAX：03-3799-7788